



 ⑨ 通行性 (歩行に支障)	 ⑥ 開閉等 (開閉が円滑でない)	 ⑨ 通行性 (通行、運搬に支障)	 ④ 雨漏り (雨水痕、脱落)	 ⑦ 安全性 (作動不安定)	 ⑫ 機能等 (作動不良)	 ⑧ 区画等 (作動しない)	 □ 案内表示 (I-24)	 □ 掃除用流し、大便器 (I-32)	 □ 煙感知器 (I-26)	 ⑧ 区画等 (配管用孔に隙間)	 ④ 落下等 (腐食、緩みで落下)
 □ 床、二重床 (I-11, 12, 13)	 □ 床点検口 (I-16)	 □ 床、床仕上 (I-10, 12)	 □ 天井 (I-8)	 □ 非常用照明 (I-31)	 □ 照明器具 (I-26)	 □ 防火シャッター (I-18)	 □ 洗面器、小便器 (I-32)	 □ フード、湯沸器 (I-30, 32)	 □ エレベーター (I-28)	 □ 壁 (I-17)	 □ 非常用照明 (I-31)
 □ 消火器 (I-25, 26)	 事務室説明図			 玄関ホール説明図			 便所、湯沸室説明図			 排煙設備説明図	
 □ 埋込タイプ □ 床置タイプ	 □ 避難口誘導灯 (I-25, 26)	 内部断面説明図			 設備断面説明図			 □ ファンコイルユニット □ 空調機器 (I-25, 26)	 □ 排煙送風機 (I-29)	 □ 排煙口、排煙装置 (I-29)	 □ 排煙口 □ 手動開放装置
 □ 防煙壁 (I-23)	 □ 階数表示 (I-24, 25, 26)	 □ 点字表示 (I-15)	 □ 注意喚起用床材 □ 階段、手摺 (I-10, 23)	 内部断面説明図			 設備断面説明図			 □ コンセント、スイッチ (I-25)	 □ 換気設備 (I-30)
 □ 滑り止め (I-14)	 □ 壁 (I-17)	 □ 建具 (I-21, 29)	 □ 建具 (I-21)	 □ 建具 (I-21)	 □ 自動扉 (I-21)	 □ 誘導ブロック (I-15)	 □ 中央監視装置 (I-25, 26)	 □ 受電設備 (I-25, 26)	 □ 熱源機器 (I-25, 26)	 □ ボイラー (I-25, 26)	 □ 配管・ダクト (I-27)
 ⑦ 安全性 (滑り止めの外れ)	 ⑧ 区画等 (隙間やひびがある)	 ⑤ 音漏れ (窓から音漏れ)	 ④ 落下等 (窓が外れる)	 ⑥ 開閉等 (開閉等円滑でない)	 ⑦ 安全性 (作動不良)	 □ 発信機 □ 自動火災報知設備 (I-25)	 □ 受信機 □ 動力盤、分電盤 (I-26)	 □ 変電設備 (I-26)	 □ 受水槽 (I-25, 26)	 □ 自家発電設備 (I-25, 26)	 ② 耐久性 (配管の漏れ、変色)

支障がない状態の確認用チェックリスト

確認者氏名

実施日

施設名称	部位の名称	支障	確認周期	備考	写真等
構造部材	基礎	① ②	1年		I-2
	木造(土台、柱、梁、筋交、金物等)	②	1年		I-3
	組積造(れんが、石等)	① ②	1年		I-4
	補強コンクリートブロック造	① ②	1年		I-5
	鉄骨造(柱、梁、筋交、アンカーボルト等)	① ②	1年		I-6
	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造(柱、梁、壁等)	① ②	1年		I-7
雨水の浸入を防ぐ部材	屋上面、外部仕上、シーリング等	③	1年		I-19
	ルーフトレイン、とい	③ ⑫	1年		I-19
落下等の恐れがある部材	屋根ふき材、内装材、外装材、パラペット、笠木等	④	1年		I-8
	高架水槽、冷却塔、手すり、煙突等	④	1年		I-9
	防護柵、広告板等	④	1年		I-23
建具等	共通	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	1年		I-21
	防火扉、シャッター、ダンパー等	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	6ヶ月		I-18
	自動扉、連動式の防火扉等	④ ⑥ ⑦ ⑧	3ヶ月		I-22
床及び階段	共通	⑧ ⑨ ⑩	1年		I-10
	居室の床	⑨ ⑩	1年		I-11
	床仕上げ(カーペット、タイル他)	⑨ ⑩	1年		I-12
	二重床(OAフロアを含む)	⑨ ⑩	1年		I-13
	階段の滑り止め	⑦	1年		I-14
	誘導ブロック	⑪	1年		I-15
	床点検口	⑥	1年		I-16
壁及び天井	防火区画となる床、壁、柱、天井	⑤ ⑧	1年		I-17
	居室の壁・天井、特定天井	④ ⑤	1年		I-20
	共通	⑦ ⑫		目視、聴診(異音)、触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認、専門業者による点検結果の確認	I-25
建築設備	設備機器	② ④ ⑦	6ヶ月又は1年		I-26
	配線、配管、ダクト	② ④ ⑦	6ヶ月又は1年		I-27
	昇降機(エレベーター、エスカレーター等)	② ④ ⑦ ⑫	1年		I-28
	排煙設備	② ④ ⑦ ⑫	6ヶ月		I-29
	換気設備	② ④ ⑦ ⑫	6ヶ月又は1年		I-30
	非常用照明	② ④ ⑦ ⑫	6ヶ月		I-31
	給排水設備	② ④ ⑦ ⑫	4ヶ月、6ヶ月又は1年		I-32
附帯施設	屋内及び屋外の案内表示	⑪	1年		I-24
	煙突、高架水槽、擁壁等の工作物	② ④	1年		I-33
敷地	敷地及び地盤面	⑦ ⑨	1年		I-1
	駐車場及び敷地内通路	② ⑦ ⑨	1年		I-34

【劣化に伴う支障】 赤字で示す部位における赤字で示す支障は、建築基準法第12条又は官公法第12条に基づく法定点検の結果で判断できます。

- ①[構造耐力] 錆や腐食、剥落や削孔による部材断面の欠損や減少など構造耐力を損なうおそれがある状況。
- ②[耐久性] 木部の腐朽、鉄部の腐食、コンクリート部の錆汁や白華、配管から漏れ、配線被覆の変色など耐久性を損なうおそれがある状況。
- ③[雨漏り] 雨漏りなどにより、建築物や物品等に損傷や汚損が生じるおそれがある状況。天井、壁、床等への雨漏りの痕跡も該当。
- ④[落下・転倒] 接着部の剥がれや傷み、固定部の緩みや腐食などにより、仕上げや設備機器、懸垂物等に落下のおそれがある状況。部材の腐食や傾斜などにより、工作物の転倒等につながるおそれがある状況。擁壁の排水孔の詰まりも該当。
- ⑤[音漏れ] 壁のき裂や扉や窓の開閉部の隙間などにより、外部や内部に音がもれ聞こえるような状況。
- ⑥[開閉等] 劣化や摩耗などにより、窓や扉の開閉、施錠、解錠が円滑でない状況。床点検口等の開閉不良も該当。
- ⑦[安全性] 自動扉の作動不良、階段等の手摺のぐらつき、階段等の滑り止めの外れなどにより、安全に使用できないおそれがある状況。建築設備の使用時における安全性が確保されないおそれがある状況も該当。
- ⑧[区画等] 防火扉、シャッターの作動不良、床や壁の隙間やヒビ、配管と貫通孔の間の隙間など、防火性能を損なうおそれがある状況。
- ⑨[通行等] 段差やヒビ、傾きなどにより、歩行や荷物の運搬など通行に支障がある状況。敷地の排水不良も該当。
- ⑩[使用性] 床の著しいしきみや振動など、執務に支障がある状況。
- ⑪[案内等] 破損、変退色などにより、案内表示が読み取れないおそれがある状況。点字ブロック等の外れや損傷も該当。
- ⑫[機能等] 劣化や摩耗などにより、所期の性能が発揮されないおそれがある状況。主に設備機器が該当。

国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(抄)

国土交通省告示(H17)第551号

- 第一 各省各庁の長は、建築物の営繕又は附帯施設の建設をした際の性能に応じ、通常の使用における劣化、摩耗等の状況を勘案して、その所管に属する建築物及びその附帯施設(以下「建築物等」という。)を計画的かつ効率的に保全しなければならない。
また、各省各庁の長は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成六年建設省告示第二千三百七十九号)第四の規定により定められた建築物等の使用の条件及び方法に基づき、建築物等の適正な保全に努めなければならない。
- 第二 国家機関の建築物等は、別表第一(イ)欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。
- 第三 国家機関の建築物等は、第二に定めるもののほか、別表第二(イ)欄に掲げる当該建築物等の特性、用途及び機能が、同表(ロ)欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表(ハ)欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。
- 第四 各省各庁の長は、その所管に属する建築物等を適正に保全するため、建築物の敷地及び建築物の各部等に、別表第一(ロ)欄及び別表第二(ハ)欄に掲げる支障があると認めるときは、必要に応じ調査をし、当該損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守その他の必要な措置を適切な時期にとらなければならない。

※本パンフレットに掲載しているチェックリストの確認項目は抜粋です。
詳しくは基準の要領別表を参照頂き、チェックリストに無い項目があれば別表より追加してご活用ください。
「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領について(別表)」
掲載HP <https://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf>



■保全業務に関する問い合わせ先一覧

国土交通省大臣官房官庁営繕部 計画課保全指導室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	TEL 03-5253-8111(代)
国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課特別整備室		
北海道開発局営繕部 営繕調整課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	TEL 011-709-2311(代)
東北地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	TEL 022-225-2171(代)
関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	TEL 048-601-3151(代)
北陸地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	TEL 025-280-8880(代)
中部地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋地方合同庁舎第2号館	TEL 052-953-8196(直通)
近畿地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	TEL 06-6942-1141(代)
中国地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	TEL 082-221-9231(代)
四国地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館	TEL 087-851-8061(代)
九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	TEL 092-476-3539(直通)
内閣府沖縄総合事務局開発建設部 営繕監督保全室	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	TEL 098-866-0031(代)

2026.04